

諮問資料①

○地域型保育事業の設備及び運営に関する基準について

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について

○子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準について

平成 2 5 年 1 1 月

市川市 こども部 子育て支援課
保育課
保育計画推進課

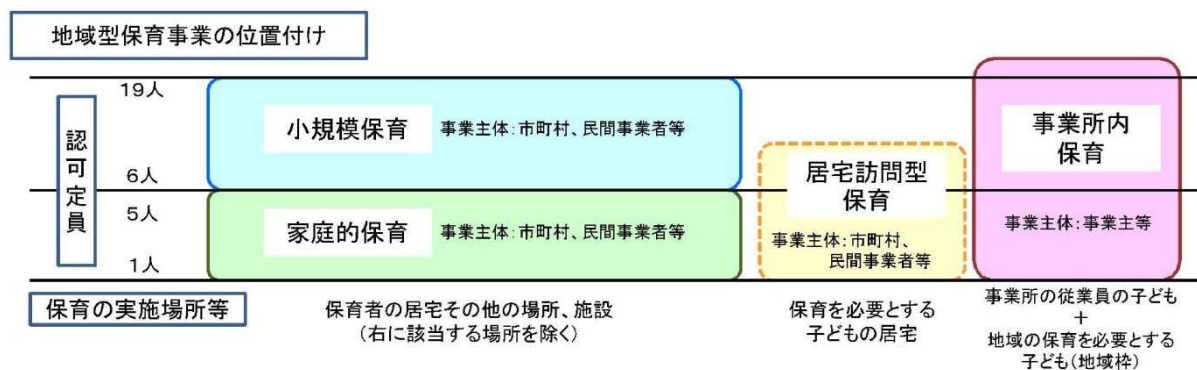
市川市教育委員会 教育総務部 就学支援課

1. 教育・保育に関する諮問事項の概要

(1) 地域型保育事業について

・小規模保育 ・家庭的保育 ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育

の4事業が「地域型保育事業」として位置づけられ、子ども・子育て支援新制度における給付の対象となった。



(2) 認可・確認について

・認可…国、都道府県、市町村以外の者が事業を行う際に必要

・確認…当該施設・事業を給付による財政支援の対象とするのに必要であり、利用定員の設定とあわせて行う

	施設・事業	認可権者・確認権者	対応する基準
認可	教育・保育施設	都道府県	施設ごとに都道府県が策定
	地域型保育事業	市町村	地域型保育事業の設備及び運営に関する基準 (認可基準)
確認	教育・保育施設	市町村	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準 (運営基準)
	地域型保育事業		

→市町村が条例で策定

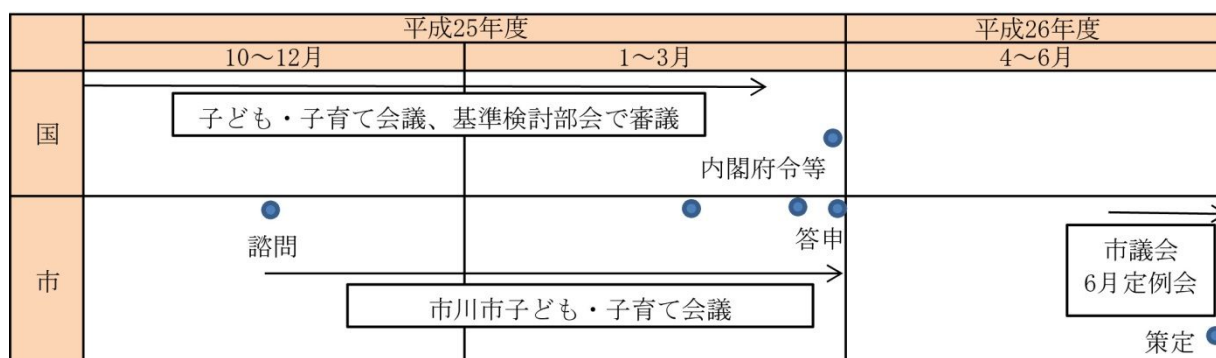
※教育・保育施設…認定こども園・幼稚園・保育所

(3) 給付の支給認定について

子どもの保護者は、教育・保育施設、地域型保育事業を利用するときは、支給認定を受ける必要がある。(確認を受けない幼稚園を利用する場合を除く)

→市町村は、「子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準(支給認定基準)」を策定

(4) スケジュール



2. 認可基準（10月18日、基準検討部会 配布資料より）

○国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定（可能なかぎり6月議会）

→根拠法令：児童福祉法第34条の16第1項

○従うべき基準、参酌すべき基準

従うべき基準	職員の資格、員数
	乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの
参酌すべき基準	保育室及びその面積
	上記以外

（1）小規模保育事業について

○国の子ども・子育て会議基準検討部会にて、3類型で検討

A型：保育所分園に近い類型

B型：AとCの中間的な類型

C型：家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型

○3類型の認可基準（案）

※「給食」「耐火基準」「連携施設による支援」は、「従うべき」「参酌すべき」のいずれに該当するかは未定

大項目	項目	A型（分園型）	B型（中間型）	C型（グループ型）
職員数・資格要件 （従うべき基準）	保育従事者	保育士	保育士＋保育従事者 （保育士割合 1/2 以上）	家庭的保育者
	職員数	0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 } +1名		0～2歳児 3：1 （補助者有 5：2）
居室の設備 ・面積基準 （参酌基準）	設備	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室		
	面積	0・1歳児 1人 3.3㎡ 2歳児 1人 1.98㎡		0～2歳児 1人 3.3㎡
屋外遊び場の設備 ・面積基準 （参酌基準）	設備	屋外遊技場（付近の代替地可）		適当な広さの庭 （付近の代替地可）
	面積	2歳児：1人 3.3㎡		
給食	給食	自園調理（調理業務の委託は可能） 連携施設等からの搬入可（社会福祉施設、病院を含む）		
	設備	調理設備（キッチン程度を想定）		
	職員	調理員（調理業務の委託を行う場合、連携施設等からの搬入を行う場合不要）		

耐火基準	耐火基準等	保育室等を２階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物であることを求める
連携施設 (認定こども園、幼稚園、保育所) による支援	給食に関する支援	Ⅰ．連携施設から搬入の場合 ・献立作成 ・給食の調理、搬入 ・個別対応（離乳食対応、アレルギー児対応等） Ⅱ．自園調理の場合 ・調理員の急な病休等で求めがある場合には、当該教育・保育施設の運営に支障のない範囲で協力
	嘱託医 (健康診断)	Ⅰ．小規模保育で嘱託医を別途委嘱する場合 基本的には対応不要 Ⅱ．連携施設と同一の嘱託医に委嘱する場合 必要に応じ、合同で健康診断を行う
	園庭開放	小規模保育から求めがある場合、連携施設の運営に支障のない範囲で園庭開放
	合同保育	小規模保育から求めがある場合、連携施設の運営に支障のない範囲で合同保育
	後方支援	保育士等の急な病休等で小規模保育から求めがある場合、連携施設の運営に支障のない範囲で協力
	行事への参加	小規模保育から求めがある場合、連携施設の運営に支障のない範囲で協力
	卒園後の受け皿	３歳からの新規入園希望者と比較して優先的に入園させる

(２) 小規模保育事業以外の事業の認可基準（案）

※「給食」「耐火基準」「連携施設による支援」は、「従うべき」「参酌すべき」のいずれに該当するかは未定

大項目	項目	家庭的保育事業	事業所内保育事業		居宅訪問型事業
			１９人以下	２０人以上	
職員数 ・資格要件 (従うべき基準)	保育従事者	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	小規模保育事業のＡ型・Ｂ型と整合性を図る	保育士	保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者として研修を修了した者
	職員数	全年齢 ３：１ (補助者を置く場合 ５：２)	０歳児 ３：１ １・２歳児 ６：１ +１名	０歳児 ３：１ １・２歳児 ６：１	全年齢 １：１

設備 ・面積基準 (参酌 基準)	設備・面積	保育室： 1 人 3.3 m ² 庭（付近の代替地 可）： 2 歳児 1 人 3.3 m ²	乳児室/ほふく 室:1 人 3.3 m ² 保育室： 1 人 1.98 m ²	乳児室： 1 人 1.65 m ² ほふく室： 1 人 3.3 m ² 保育室： 1 人 1.98 m ²	設けない
給食 (自園調理)	給食	自園調理(調理業務の委託は可)、 連携施設等からの搬入可			保育者による 調理
	設備	調理設備	調理設備	調理室	
	職員	調理員（連携施設等からの搬入を行う場合不要）			
耐火基準		上乗せ規制なし	現行（保育所同様）を基本とし 検討		規制なし(消火器 や避難経路の確 認等を求める)
連携施設等による支援		①保育内容の支援 ②卒園後の受け皿 ※小規模保育事業 と同様	①保育内容 の支援		障害の個別ケア に関するバック アップ等
			②地域において保育を必要とする 子どもは卒園後の受け皿		

3. 運営基準（10月18日、基準検討部会 配布資料より）

○国が定める基準（内閣府令）を踏まえ、市町村が条例として策定（可能なかぎり6月議会）

→根拠法令；子ども・子育て支援法第34条第2項、第46条第2項

○従うべき基準、参酌すべき基準

従うべき基準	利用定員
	施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの
参酌すべき基準	上記以外

○運営基準の規定内容（案）は下表のとおり

※それぞれの項目が「従うべき」「参酌すべき」のいずれに該当するかは未定

利用開始に伴う基準	内容・手続きの説明、同意、契約
	応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）
	定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考
	支給認定証の確認、支給認定申請の援助
教育・保育の提供に伴う基準	幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供
	子どもの心身の状況の把握
	子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む）
	連携施設との連携（地域型保育事業のみ）
	利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む）
	利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止）
	特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）
管理・運営等に関する基準	施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、提示
	秘密保持、個人情報保護
	非常災害対策、衛生管理
	事故防止及び事故発生時の対応
	評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価）
	苦情処理
	会計処理（会計処理基準、区分経理、使途制限等）
	記録の整備
撤退時の基準	確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）

4. 支給認定基準（10月3日、子ども・子育て会議 配布資料より）

○国が定める基準（内閣府令）を踏まえ、市町村が条例等として策定（6月議会）

○保育の必要性認定については、国は、以下の3点について検討

- ①事由：保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
- ②区分：長時間認定又は短時間認定の区分（保育必要量）
- ③優先利用：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

○項目ごとの基準（案）

※それぞれの項目が「従うべき」「参酌すべき」のいずれに該当するかは未定

（1）事由

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

- ①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応、居宅内の労働を含む）
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護（兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居または長期入院・入所している親族の常時の介護・看護）
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動（企業準備を含む）
- ⑦就学（職業訓練校における職業訓練を含む）
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

（2）区分

○保育標準時間（○時間／月）、保育短時間（△時間以上○時間未満／月）の2区分とする

※保育認定を受けない場合は「教育標準時間」であり、全3区分

○具体的な各区分の境界となる時間数については未定

（3）優先利用（実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用）

- ①ひとり親家庭
- ②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）
- ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤子どもが障害を有する場合
- ⑥育児休業明け
- ⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童
- ⑨その他市町村が定める事由

認可基準、運営基準に定める項目に関する、市川市における現状

1. 設備や運営に関する法令等

	幼稚園	保育所	家庭的保育	認可外保育施設
国の法律・政省令等	○学校教育法 ○学校教育法施行規則 ○幼稚園設置基準	○児童福祉法第45条第1項に規定する基準（最低基準）	○児童福祉法第34条の15～16 ○児童福祉法施行規則第36条の36～39 ○家庭的保育事業ガイドライン	○児童福祉法第59条の2による設置届 ○認可外保育施設指導監督基準
千葉県の条例・規則等	○千葉県私立幼稚園設置取扱要領（私立幼稚園）	○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例		
市の条例・規則等	○市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（公立幼稚園） ○市川市立幼稚園管理規則（公立幼稚園）	○市川市立保育園の設置及び管理に関する条例（公立園）	○市川市家庭保育実施要綱	

2. 認可基準に定める項目

		幼稚園	保育所	家庭的保育	認可外保育施設
職員数・資格要件	保育従事者	幼稚園教諭	保育士	家庭保育員 (＋家庭保育補助員) 市内在住で申請時に25～62歳 他 市が行う研修を終了した保育士、及び 養育経験者で保育士と同等以上の知識 及び経験を有すると市が認定した者	3分の1以上が保育 士又は看護師
	職員数	○幼稚園設置基準第3条 1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。 1クラス35人に1人配置	0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 3歳児 20：1 4・5歳児 30：1	6か月児～4歳未満児 2：1 家庭保育補助員を置く場合 4：2 <有資格者> 3：1 家庭保育補助員を置く場合 5：2	0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 3歳児 20：1 4・5歳児 30：1
設備・面積基準	設備	○幼稚園設置基準第9条（必置義務） 職員室、保育室、遊戯室、保健室、便 所、飲料水用設備。	乳児室（0歳児）・ほふく室（0・1歳 児）・保育室又は遊戯室（2歳以上 児）・調乳室・沐浴室・職員休憩室・ 職員用便所・調理室前室	保育を行う居室・衛生的な調理設備及 び便所・居宅等の敷地内に児童の遊戯 等に適した広さの庭、又は付近に公園 等の空間があること、他	保育室・調理室及び便所
	面積	○幼稚園設置基準第8条 園舎面積 1学級：180㎡、2学級以上： 320＋100×（学級数－2）㎡。 運動場の面積 2学級以下：330＋30× （学級数－1）㎡。3学級以上：400＋80 ×（学級数－3）㎡。 ○千葉県私立幼稚園設置認可取扱要領 第6条 園地は1,624㎡をくだらないこと。 各学級ごとの保育室に、それぞれ遊戯 室の性格を持たせた広さ（100㎡以上） や設備を設けてあること。 保育室：学級定員30人以下は39㎡31～ 35人は39㎡、36～40人は53㎡ 遊戯室：最低面積100㎡。	乳児室1人3.3㎡ ほふく室1人3.3㎡ 保育室又は遊戯室1人1.98㎡（保育室と して確保） 屋外遊戯場1人3.3㎡	9.9㎡以上。 児童3人を超える場合は、1人に付き3.3 ㎡を加えた面積	1人1.65㎡以上 ※0歳児の区画を求める
給食	給食	弁当持参	自園調理又は外部委託	保育員調理又は弁当持参	外部搬入可能
	設備	自園調理室はない。	調理室	調理設備	調理室
	職員	—	調理員	不要（家庭保育員）	
耐火基準		建築基準法第27条に基づく耐火構造	建築基準法第2条第7号に規定する耐 火構造等	消火器、火災報知機の設置、及び避難 経路等の確認	保育室をを設ける階により認可外保育 施設指導監督基準で規定している。
連携施設による支援	給食			代替保育、体験保育等、利用者の希望 で提供	
	嘱託医（健康診断）			有	
	園庭開放			有	
	合同保育			無	
	後方支援			毎月、家庭保育員の検便。情報提供、 及び相談。代替保育	
	行事への参加			有	
	卒園後の受け皿			入園しやすいよう配慮（加点）	

3. 運営基準に定める項目

		幼稚園	保育所	家庭的保育	認可外保育施設
利用開始に伴う基準	内容・手続きの説明、同意、契約	○学校教育法第26条 幼稚園に入園することができる者は満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。募集については、各園対応。 ○市川市立幼稚園の設置及び管理条例第3条 2年保育にあつては4歳、1年保育にあつては5歳から小学校就学の始期に達するまで。 ○市川市立幼稚園管理規則第5条 幼児の募集については、毎年度委員会が定め、公示する。 ○市川市立幼稚園管理規則第6条 許可を受けようとする幼児の保護者は申請書を提出する。		家庭保育員宅で利用者が説明を受け、同意、契約。（原則、家庭保育支援員が同席）	利用者との契約、契約内容を記載した書面の交付
	応諾義務	有	有	有	
	定員を上回る場合の選考	条例・規則には定めていないが、運営上抽選としている。 私立幼稚園においても各園で対応	保育ができない理由や家庭の状況等を点数化し総合的に判断している。	利用条件のある方で受付順	保育室面積、乳幼児1人当たり1.65㎡以下を下回ることは、出来ない。 （認可外保育施設指導監督基準）
	支給認定に関する事項				
教育・保育の提供に伴う基準	幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供	幼稚園教育要領	保育所保育指針	保育所保育指針に準じる	保育所保育指針
	子どもの心身の状況の把握	幼稚園教育要領第2章、第2節に定めている「心身の健康に関する領域により把握」	保育所保育指針	保育所保育指針に準じる	保育所保育指針
	子どもの適切な処遇（虐待防止等）	児童虐待の防止等に関する法律により対応	差別的取扱い・虐待等の禁止	差別的取扱い・虐待等の禁止	差別的取扱い・虐待等の禁止 保育中の様子等、家族の態度から虐待等不適切な養育が疑われた場合、児童相談所等の専門機関と連携する等の体制をとる。
	連携施設との連携				
	利用者負担の徴収	○市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例第4条及び同条例第7条 保育料：月額10,000円 市が保護者から徴収 私立幼稚園においては各園で対応	市が保育料を設定し、保護者から徴収	市が保育料を設定し、保護者から徴収 延長保育料金、食事料金等は保護者との契約に基づき家庭保育員が実費を徴収	園が保育料を設定し、保護者から徴収
	利用者に関する市町村への通知				
管理・運営等に関する基準	特別利用保育・特別利用教育の提供	○一時保育実施試行要領 園庭開放・未就園児親子・子育て支援活動 私立幼稚園においても各園で対応			
	運営規程の策定、提示	○市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例 ○市川市立幼稚園管理規則	入所する者の援助に関する事項、その他施設の管理についての重要事項		認可外保育施設指導監督基準

管理・運営等に関する基準	秘密保持、個人情報保護	○地方公務員法第34条 「秘密を守る義務」 ○個人情報保護法第5条 第二章 国及び地方公共団体の責務等 及び第三節 地方公共団体の施策、第一節 ○第一節 個人情報取扱事業者の義務 個人情報保護法第15条～第36条 個人情報取扱事業者の義務（私立幼稚園）	職員に対する秘密保持義務及び個人情報保護に関する必要な措置を講じる義務	家庭保育員に対する秘密保持義務及び個人情報保護に関する必要な措置を講じる義務	
	非常災害対策	月1回の避難訓練を実施。 私立幼稚園においても各園で対応。	毎月の避難訓練等の実施	毎月の避難訓練等の実施	毎月の避難訓練等の実施
	衛生管理	学校保健安全法第13条第1項 尿・蛭虫検査を実施。 私立幼稚園においても各園で対応。	保育所における感染症対策ガイドライン等に基づき実施	保育所における感染症対策ガイドラインに準拠し実施	保育所における感染症対策ガイドラインに準拠し実施
	事故防止・事故発生時の対応	学校保健安全法第3条第2項 学校・安全計画を実施。 私立幼稚園においても各園で対応。	児童福祉施設における事故防止について等に基づき実施	児童福祉施設における事故防止について等に基づき実施 （応急手当普及講習受講）	児童福祉施設における事故防止について等に基づき実施
	評価（自己評価・第三者評価など）	○学校教育法第42条（学校評価） 1 自己評価 ①学校教育法施行規則第66条 当該幼稚園の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行ない、その結果を公表するものとする。 ②学校教育法施行規則第68条 自己評価の実施並びに評価結果の設置者への報告するものとする。※基準は『幼稚園における学校評価ガイドライン』（文部科学省）に定めている。 2 学校関係者評価 ①学校教育法施行規則第67条 当該幼稚園の児童の保護者その他の当該幼稚園の関係者（当該幼稚園の職員を除く。）による評価を行ない、その結果を公表するように努めるものとする。 ②学校教育法施行規則 第49条（評議員の設置） ③学校教育法施行規則第68条 学校関係者評価の実施並びに評価結果の設置者に報告するものとする。※基準は『幼稚園における学校評価ガイドライン』（文部科学省）に定めている。 私立幼稚園においても各園で対応。	保育士等及び保育所の自己評価に関するガイドライン等に基づき実施	自己評価については日々の家庭保育受託状況報告書にて振り返りを行う。第三者評価は無	千葉県が認可外保育施設指導監督基準に基づき、原則年1回立入調査を行う。認可外保育施設指導監督基準を満たしている施設には、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を交付。改善が必要な施設に対しては、改善状況等の報告が必要。改善が図られない場合は、児童福祉法に基づく業務停止命令や施設閉鎖命令等の措置を講ずる。
	苦情処理	随時対応	苦情受付担当窓口の設置	苦情等受付窓口は保育課	利用者から苦情や相談を受けた場合、千葉県と連携して状況把握、改善指導を行う。
	会計処理		保育所運営費の経理等について等		労働基準法等に基づく帳簿を整備
	記録の整備	諸帳簿の整備、及び幼稚園教育要領三章に基づき、指導計画の作成	帳簿等の整備、保育課程の編成及び指導計画の作成	家庭保育受託状況書、帳簿等の整備。 保育の計画、一日の保育内容の作成	職員及び児童の状況を明らかにする帳簿、労働基準法等に基づく帳簿を整備。
撤退時の基準		○学校教育法第4条同法施行規則第15条 【公立】 県へ届出書を提出 【私立】 県へ認可申請書を提出	県の許可が必要	辞退届けの提出	千葉県に認可外保育施設廃止（休止）届の提出が必要。

○子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準について

市川市における現状

1. 保育園の実施基準

市川市保育の実施に関する条例および同条例施行規則において規定

【市川市保育の実施に関する条例：第2条】

保育の実施は、乳幼児（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該乳幼児を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該乳幼児を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- （1）昼間に労働することを常態としていること。
- （2）妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- （3）疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- （4）長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- （5）震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- （6）就労のための研修、訓練等を受けていること。
- （7）その他前各号に準ずると市長が認める状態にあること。

【市川市保育の実施に関する条例施行規則：第2条】

市川市保育の実施に関する条例第2条に規定する保育することができないと認められる場合は、保育に欠ける時間が午前から午後にかけて4時間（条例第2条第1号若しくは第6号に掲げる事由又は第3項第2号に掲げる事由に該当する場合は、休憩時間、通勤時間及び通学時間を除く。）以上である日、1月当たり16日以上である場合とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りではない。

2 条例第2条に規定する同居の親族その他の者は、乳幼児と同居する次に掲げる者とする。

- （1）60歳未満の親族
- （2）保護者と内縁関係にある者
- （3）乳幼児と生計を一にしている者

3 条例第2条第7号に規定する市長が認める状態は、次の各号のいずれかの場合に該当する状態とする。

- （1）昼間に求職活動を行うことを常態としている場合
- （2）通学している場合。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項に規定する通信制の課程に在学する場合（保護者が未成年者である場合を除く。）を除く。

く。

- (3) 育児休業の期間（当該育児休業に係る乳幼児が1歳6ヶ月に達する月の末日までの期間に限る。）中である場合
- (4) その他前3号に準ずる場合として市長が特に必要と認める場合

2. 「保育に欠ける」事由の判定

市川市の保育に欠ける最低基準は、市川市保育の実施に関する条例施行規則に規定しているとおり、午前から午後にかけて4時間以上である日が1月当たり16日以上である場合としている。その中で、1日の就労時間数や月の就労日数により実施基準指数を規定している。

3. 優先度をつけた調整指数

市川市の保育園入園における選考においては、保護者の就労形態や就労以外の事由により実施基準の指数を規定しており、それ以外に調整指数として保護者の状況等により調整指数の加点および減点により実施基準指数および調整指数の合計点により入園の選考を実施している。

(加点となる場合)

- ・生活保護世帯
- ・ひとり親世帯で同居の祖父母がいない場合
- ・保護者のひとりが単身赴任等長期不在の場合
- ・入園希望の保育園に兄弟姉妹在園している場合
- ・未就学児が3人以上いる
- ・待機期間が6ヶ月以上経過している
- ・待機期間が1年以上経過している
- ・両親ともに現在の勤務先で就労実績が1年以上の場合
- ・育児休業明け、復職する場合
- ・1ヶ月16日以上かつ1日4時間以上保育に欠けており、申し込み児童を認可外保育施設に有償で預けている場合
- ・5歳児クラスを持たない認可保育園に継続して6ヶ月以上入園、また、市川市家庭保育制度を継続して6ヶ月以上利用し、対象年齢をもって入園申込みの場合（4月入園選考時のみ）
- ・育児休業取得により一度退園し、育児休業明けの復職に伴い再度入園申込みの場合（育児休業取得の対象児童が同時に申込み場合は、その児童も同様に加点）
- ・勤務先の破産等による離職又は整理解雇その他の自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職中（ただし、離職日の属する日の翌月から4ヶ月に限る）
- ・兄弟姉妹が在園している保育園への転園希望の場合

- ・児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められる場合

(減点となる場合)

- ・同居する祖父母(65歳未満)、兄弟姉妹等が求職中や保育に欠ける要件が確認できない場合
- ・申込み児童以外の未就学児がいるが、その児童の入園申込みをしない場合
- ・希望園として申請した保育園に入園内定したが、自己都合により入園を辞退し、その後6ヵ月以内の再申請
- ・市外在住者(市内在勤)※保護者のうち、いずれかが市内在勤であれば可
- ・市外在住者(市外在勤)
- ・希望園として申請していた保育園に入園したが、申請時に希望していた他の保育園への転園申請(兄弟姉妹が在園している場合を除く)
- ・保育料未納者(未納があり、かつ納付の相談が無い又は納付誓約を履行しない)

4. 保育時間

市川市の保育時間は、月曜日から金曜日が9時から17時の8時間、土曜日が9時から12時の3時間を基本とし、開所時間は11時間を原則としている。